

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急

平成26年9月9日
 事企指 2014-52
 厚年指 2014-177
 国年指 2014-258

「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務処理の変更 (指示・依頼)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
						○	◎	◎	◎	○	△	△	○	◎	△	◎	△

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

目的・趣旨

外国籍の被保険者について、ローマ字氏名により記録を管理するため、厚生年金保険の被保険者資格取得届等を提出する際に、併せて「ローマ字氏名届」の提出を義務付けるための省令改正が平成26年7月7日公布(平成26年10月1日施行)されました。

本取扱いについて、事務処理要領を作成しましたので、平成26年10月以降、この要領に基づき事務処理をお願いします。

ポイント(内容)

○平成26年7月14日【事企情2014-34】でお示した、「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について(年管発0711第3号)」に基づき、「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務処理(別添1)を作成しました。

○平成26年10月1日以降、外国籍の被保険者から厚生年金資格取得届等が提出された場合の取扱いについては、本処理要領(別添1)に基づき事務処理を行ってください。

・厚生年金資格取得届、氏名変更届と併せて提出

事業主から外国籍の者について、被保険者資格取得届、氏名変更届が提出される際、「厚生年金被保険者ローマ字氏名届」(別紙1)の提出を求める。

・国民年金第3号被保険者関係届と併せて提出

事業主から外国籍の者について、第3号被保険者関係届(資格取得、氏名変更)が提出される際、「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」(別紙2)の提出を求める。

○平成26年6月25日【事企指2014-40】により、各事務センター及び年金事務所よりいただいた意見につきましては、別添2のとおり回答いたしますので、ご確認ください。

○制度周知用のポスター(別添3)を作成しましたので、年金事務所等で印刷のうえ、以下のとおり掲示をお願いします。

【掲示開始年月日】平成26年9月16日 【掲示終了期限】掲示開始から1年間

【優先順位と掲示枚数】必須1枚 【サイズ】A2版又はA3版

【帳票管理番号】2014-008

※なお、本実施要領に基づき、業務処理要領【マニュアル】及び業務取扱要領を関係部より11月頃に別途発出する予定です。

【住民票コードの収録関係】

照会先

事業企画部番号制度G

担当 蜂谷、山中、近藤

連絡先

【第2号被保険者からの届出関係】

照会先

厚生年金保険部適用企画指導G

担当 吉村、宇佐美

連絡先

【第1・3号被保険者からの届出関係】

照会先

国民年金部適用企画指導G

担当 木村、村岡

連絡先

審査担当チェック欄 ■

「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務処理について

I. 概要等

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）により、平成24年7月以降、我が国に入国・在留する外国人は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象者に加えられることとなった。

この改正に伴い、市区町村で行う住民基本台帳上の外国人氏名の管理については、日本人と異なり、原則、アルファベットで行い、漢字氏名を有する外国人は、併記により漢字氏名及び通称名で行うことが認められた。また、アルファベットで管理する氏名は、フリガナを付さなくても差支えないこととされた。

日本年金機構では、平成25年7月から、外国籍の被保険者にかかる厚生年金保険の被保険者資格取得届等を事業主が提出する際に「アルファベット氏名登録（変更）申出書」を任意で提出してもらい、外国人氏名管理システム（以下「外国人システム」という。）にアルファベット氏名（＝ローマ字氏名）を登録し管理を行っている。

今般、外国籍の被保険者の年金記録をさらに適切に管理するために省令改正を行い、平成26年10月から外国籍の被保険者が厚生年金被保険者資格取得届、氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際に、併せて提出する「ローマ字氏名届」を定め、外国籍の被保険者のローマ字氏名を外国人システムに登録し管理（特別永住者の一部を除く）する。

（注1）外国人住民とは、日本の国籍を有しない者のうち、①中長期在留者、②特別永住者、③一時庇護許可者又は仮滞在許可者、④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者のいずれかに該当する者であって、市区町村の区域内に住所を有するものをいう。

（注2）外国人の住民票には、ローマ字氏名、生年月日（西暦）、性別及び住所等の基本事項に加え、国籍等、注1の①～④の区分及び在留期間等が記載されている。

（注3）住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）における外国人に関する氏名や住所の管理は、平成25年7月から実施されている。

（注4）社会保険オンラインシステムでは、漢字氏名を有する外国人は漢字氏名及びカナ氏名、その他の外国人はカナ氏名のみを管理している。

II. 事務処理

1. 対象となる届出

事業主は、外国籍の被保険者にかかる下記の(1)～(3)の届出をする際には、併せて「ローマ字氏名届」(注)を提出することとなる。

- (1) 厚生年金保険被保険者資格取得届
- (2) 厚生年金保険被保険者氏名変更届
- (3) 国民年金第3号被保険者関係届(資格取得、氏名変更)

注) 特別永住者のうち、氏名に漢字を使用する者であって、ローマ字により氏名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があるとして住民票にローマ字表記されていない者については、「ローマ字氏名届」の「理由記入欄」に理由を記載し届出する。(以下、同じ)

2. 年金事務所の事務処理

(1) 窓口受付・内容確認

事業主から外国籍の被保険者に係る上記1(1)～(3)の届出が提出された際には、併せて「ローマ字氏名届」が提出されているか確認を行う。

また、提出された「ローマ字氏名届」について記入漏れがないかを確認する。

併せて、「ローマ字氏名届」のローマ字氏名記入欄のフリガナと資格取得届等の氏名欄に同一のフリガナが記入されているか確認(漢字氏名、通称名がある場合は、同様に確認)し、記入がない場合等は事業主に確認する。

※国民年金第3号被保険者関係届(資格取得、氏名変更)については、当該届の外国人区分欄の記載内容により外国籍の被保険者が否かの判断をする。

※提出された上記1(1)～(3)の届出又は「ローマ字氏名届」に記入漏れ等があるときは、その場で記入等の補正を求めることとし、その場で補正できない不備があるときは、当該外国籍の被保険者にかかる全ての届出を返戻(注)する。

注) 厚生年金保険被保険者資格取得届について、複数名の届出がある場合については、事業主に「ローマ字氏名届」の提出が必要なことを説明した上、該当者の欄を二重線で抹消し、抹消した者の分は受理しない。(抹消した該当者の欄の右の余白に「ローマ字氏名届未提出のため抹消」と記入の上、確認した日付及び事跡を残しておく。)

(2) 外国人システムによる氏名索引(付番済者の確認)

事業主から提出された「ローマ字氏名届」に基礎年金番号の記入がない場合は、外国人システムにより氏名索引を行い、疑重複者の有無を確認すること。なお、同一人であるかの判定は、【記管指 2014-18】「お客様からの申出によらない基礎年金番号重複取消の同一人判定基準」の一部改正（指示・依頼）により行うこと。

① 同一人がいない場合

ア 氏名、生年月日及び性別（以下「3項目」という。）が一致する基礎年金番号がない場合

「ローマ字氏名届」の余白に、「該当者なし」と記入すること。

イ 3項目が一致する基礎年金番号がある場合

「ローマ字氏名届」の余白に「3項目一致者あり」の文言及び疑重複相手の基礎年金番号を記入すること。

② 同一人がいる場合

「ローマ字氏名届」に該当する基礎年金番号を記入の上、余白に「該当者あり」と記入すること。

(3) 事務センターへの回付

内容確認を終えた「ローマ字氏名届」は、バーコードを貼付の上、受付進捗管理システムに必要事項を登録し、事務センターに回付すること。

3. 事務センターの事務処理

(1) 内容確認等

年金事務所から回付された「ローマ字氏名届」に記入漏れ等がないか確認すること。

なお、事業主から直接、ローマ字氏名登録申出書の提出が行われた場合は、前記2(1)の取扱いと同様に確認すること。

※届出に記載されたローマ字が不明確な場合については、住基ネットで氏名索引を行い、正しいローマ字を確認すること。

提出された上記1(1)～(3)の届出に記載されている基礎年金番号、生年月日、性別及び氏名と「ローマ字氏名届」の基礎年金番号、生年月日、性別及び氏名（カナ氏名、漢字氏名または通称名のいずれか）が相違していないか確認を行う。

(2) 社会保険オンラインシステムへの資格取得届等の入力処理

内容確認等を終えた資格取得届等については、業務取扱要領に基づき入力処理を行うこと。

資格取得届の入力処理の結果、基礎年金番号が払い出された場合は、資格取得届及び「ローマ字氏名届」に基礎年金番号を記入すること。

(3) 社会保険オンラインシステムによる疑重複調査

資格取得届の入力処理の結果、「基礎年金番号確認のお願い」（以下「調査票」という。）が出力された場合は、調査票の右側余白にローマ字氏名、国籍、在留区分及びカナ記入区分を記入の上、本人宛に送付すること。

※ 外国人システムへの登録は、当該調査の回答後に行うこと。

※ 調査の結果、重複付番者であることが確認できた場合は、業務取扱要領に基づき、社会保険オンラインシステムで確認のお願い登録処理後、外国人システムへ登録を行うこと。

(4) 外国人システムへの入力等

「ローマ字氏名届」の外国人システムへの入力及び後処理については平成25年5月31日【事企指2013-44】「外国人に係るローマ字氏名の管理にかかる事務の取扱いに関する実施要領」（指示・依頼）に沿って実施すること。（特別永住者の一部を除く）

＜入力における注意点＞

国籍等：「ローマ字氏名届」には、国籍の記載がないため入力不要。

在留区分：住民票「無」は「短期在留者等」、住民票「有」は「中長期在留者等」を選択。

届書区分：全て「資格取得届等」を選択。

4. その他

既資格取得者分の届出があった場合（氏名変更届時を除く）については、上記2及び3に沿って処理すること。

グループ長 課長	担当者

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号	生年月日(西暦) 年 月 日	性別	住民票の有無
		1 男	1 無
		2 女	2 有

被 保 険 者 氏 名

氏名記入欄	(フリガナ)
	(ローマ字)

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

漢字氏名記入欄	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
記入通称欄	(フリガナ)	
	(氏)	(名)

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

理由記入欄	<input type="checkbox"/> 短期在留者であるため <input type="checkbox"/> 海外に住所を有している者であるため <input type="checkbox"/> 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため <input type="checkbox"/> その他 理由()
-------	--

【記入上の注意】

- 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

事業所所在地	〒	—	平成 年 月 日 提出
事業所名称			
事業主氏名			ⓑ
電話番号	()	—	

年金事務所印

事務センター印

社会保険労務士の提出代行者印	
	ⓑ

グループ長 課長	担当者

記入例

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号										生年月日(西暦)				性別	住民票の有無				
0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	9	9	0	0	9	1	1	① 男 2 女	1 無 ② 有

該当する番号を○で囲んでください。

日本で住民登録されていない方は「1 無」を、されている方は「2 有」を○で囲んでください。

被保険者氏名	
(フリガナ)	ホン ギルトン
(ローマ字)	HONG KILDONG

在留カード(または特別永住者証明書)または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

漢字氏名 記入欄	(フリガナ)	コウ	キツドウ
	(氏)	洪	吉童
通称名 記入欄	(フリガナ)	ジュウキ	タロウ
	(氏)	住基	太郎

理由記入欄	<input type="checkbox"/> 短期在留者であるため <input type="checkbox"/> 海外に住所を有している者であるため <input type="checkbox"/> 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため <input type="checkbox"/> その他 理由()
-------	--

住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)

住民票に通称名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)

当該被保険者が在留カード等を持っていない等の理由により、ローマ字氏名をお持ちでない場合は、該当する理由をチェック(✓)してください。

事業所所在地	〒 100-8945 千代田区霞ヶ関 1-2-2
事業所名称	年金サービス 株式会社
事業主氏名	年金良一
電話番号	03 - 1234 - 5678

【注意】「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。被保険者資格取得届に記入する漢字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を、大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名記入欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。

4 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。

年金事務所印

事務センター印

社会保険労務士の提出代行者印	
	印

グループ長 課長	担当者

国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号				生年月日(西暦)			性別	住民票の有無
				年	月	日	1 男	1 無
							2 女	2 有

被保険者氏名

氏名記入欄 ローマ字	(フリガナ)
	(ローマ字)

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

漢字氏名 記入欄	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
通称名 記入欄	(フリガナ)	
	(氏)	(名)

※ローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

理由記入欄	<input type="checkbox"/> 短期在留者であるため <input type="checkbox"/> 海外に住所を有している者であるため <input type="checkbox"/> 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため <input type="checkbox"/> その他 理由()
-------	--

【記入上の注意】

- 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
- ご本人が自ら署名(自筆)される場合には、押印は不要です。

	平成 年 月 日 提出
第3号被保険者住所	〒
第3号被保険者氏名	Ⓜ
電話番号	() -

年金事務所印

事務センター印

グループ長 課長	担当者

記入例

国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号										生年月日(西)				性別	住民票の有無				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	9	9	0	0	4	0	3	① 男 ② 女	1 無 ② 有
被保険者氏名																			
(フリガナ) チャン ユーリン (ローマ字) ZHANG YULIAN																			

該当する番号を○で囲んでください。

日本で住民登録されていない方は「1 無」を、されている方は「2 有」を○で囲んでください。

在留カード(または特別永住者証明書)または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

※ローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

漢字氏名 記入欄	(フリガナ) チョウ	ギョクレン
	(氏) 張	(名) 玉 蓮
通称名 記入欄	(フリガナ) ジュウキ	ハナコ
	(氏) 住 基	(名) 花 子

理由記入
 短期在留者であるため
 海外に住所を有している者であるため
 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため
 その他理由()

住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)

在留カード等を持っていない等の理由により、ローマ字氏名をお持ちでない場合は、該当する理由をチェック(✓)してください。

第3号被保険者住所	〒 203-0033 東京都杉並区高井戸西 3-5-2 4
第3号被保険者氏名	住基 花子
電話番号	03 - 5344 - 1100

平成26年○月○日

お届けいただいている氏名を記入してください。

押印をしてください。ただし、3号被保険者の方(本人)が署名した場合は押印不要です。

年金事務所印

住民票に通称名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)

【記入上の注意】

「理由記入欄」は、該当する番号を○で囲んでください。また、被保険者資格取得届に記入した漢字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。

年金事務所印

「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務の取扱い Q & A

平成26年9月
事業企画部
厚生年金保険部
国民年金部

【事業主向けQ&A】

問1 「ローマ字氏名届」に記入するローマ字氏名は、本人からの申出で良いのか。

(答)

外国籍の被保険者の方の記録を適正に管理するため、在留カード（特別永住者証明書）、住民票に記載されている「ローマ字氏名」を届出ください。

※在留カード及び住民票に記載されている「ローマ字氏名」については、婚姻等により変更となる場合を除けば表記が変わることが無いため、仮に外国籍の被保険者の方が別の事業所に勤務する際に基礎年金番号を覚えていなかった場合であっても、機構側で過去の記録を探ることが可能となる。

※在留カードについては、常時、携帯することが義務付けられている。（16歳未満を除く。）

問2 「ローマ字氏名届」の通称名記入欄は、住民票へ記載されている通称を記入すればよいのか。

(答) 住民票に記載されている「通称名」を届出いただくことになります。

問3 通称のみ変更する場合は、通称変更の手続きも必要なのか。

(答) 機構では、お届けいただいた「通称名」も管理しています。「通称名」が変更となった場合にも届出てください。

問4 在留カードと住民票の表記が異なる場合はどうすればよいのか。

(答) 制度上は発生しないケースと考えられますが、在留カードと住民票の表記が異なる場合については、パスポートからの転記誤り等が考えられますので、ご本人に市町村へ確認していただく必要があります。

※外国籍の方の住居地の届出は、在留カードを市町村へ持参し、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うこととなっている。

問5 外国籍の方が新規取得をする場合は、基礎年金番号が無いため、新規取得届と同時の届出ができない。

(答) 年金制度に全く加入したことが無い外国籍の方が、新たに厚生年金に加入される場合については、基礎年金番号が付番されていません。機構（事務センター）で資格取得処理を行い基礎年金番号が付番されますので、資格取得届と同時にローマ字氏名届（基礎年金番号欄は空欄のまま）を提出してください。

問6 「ローマ字氏名届」に、ローマ字氏名が確認できる書類を添付する必要があるのか。

(答) 不要です。

問7 電子申請、電子媒体申請には対応しているのか。

(答) 「ローマ字氏名届」については、資格取得届等と一緒に提出していただくこととなりますので、

- ・電子申請については、資格取得届等の添付書類扱いとして画像ファイル(PDF形式)による提出を可能としています。
- ・電子媒体申請については、資格取得届等と併せて「ローマ字氏名届」を届出いただくこととなります。

問8 「ローマ字氏名届」の提出の義務化により、健康保険証の氏名はどうなるのか。

(答) 健康保険証や通知書の氏名等は、引き続きカナ氏名の表示となります。

問9 既資格取得者分（氏名変更届時を除く）について「ローマ字氏名届」を提出する必要はあるのか。

(答) 任意の届出となります。

外国籍の被保険者の記録を適正に管理するため、提出にご協力ください。

[個人番号制度との関係]

ローマ字氏名を登録いただくことで、機構が外国籍の被保険者の住民票コードを把握することが可能となります。個人番号の付番については、住民票コードを基に個人番号を照会、収録することを予定していますので、個人番号導入時の混乱を抑えることが可能となります。

なお、個人番号制度導入後についても、個人番号を使って機構が「ローマ字氏名」を把握することが可能となりますが、短期在留者及び海外に住所を有している者については、個人番号が付番されませんので「ローマ字氏名」を届出していただく必要があります。

問10 氏名や言語などから、外国籍の者であるとは判断できず、届出が漏れた場合は法令違反となるのか。

(答) 通常の注意力をもって、対象者の氏名や言語などから、外国籍の者であることが一般的に明らかでないケースであれば、届出をしなかったからといって、法令違反を問われることにはなりません。

※事後で判明した場合については、速やかに届出をしてください。

問11 通常外国籍の者であると判断できる場合に、届出をしなかった場合、罰則の対象となるのか。

(答) 対象となります。

【職員向けQ&A】

問1 資格取得届等に記載されている氏名から外国籍の者と判断できない場合はどうするのか。

(答)

[外国籍の者と疑われる場合(例:氏名の表示が全てカタカナ表記されている)]
WMで基礎年金番号ファイル(制度:基礎年金番号/O20)を確認し「外国籍」表示の有無により判断してください。

なお、国民年金第3号被保険者関係届の外国人区分欄の1又は2に印がある場合については、事業主に確認を行ってください。

[上記以外]

そのまま資格取得届等の入力処理を行ってください。

問2 外国籍の者の資格取得届等の提出の際に、「ローマ字氏名届」の提出が無い場合については事業主に返戻する取扱いで良いのか。

(答) 提出があった資格取得届等と併せて返戻してください。

問3 既資格取得者分(氏名変更届時を除く)の提出があった場合はどうするのか。

(答) 外国人氏名管理システムへローマ字氏名を登録してください。

問4 ミドルネームの記載位置が資格取得届等と「ローマ字氏名届」で異なっている場合はどうすればいいか。また、外国人氏名管理システムへの入力はどうするのか。

(答) 資格取得届等のミドルネームの記載位置は統一されていません。しかし、外国人氏名管理システムへの入力にあたっては、住民票のローマ字氏名の記載と一致させる必要があるため、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)へ照会(氏名検索)を行い、ローマ字氏名届のローマ字氏名の記載を修正後、入力処理を行ってください。

問5 「ローマ字氏名届」は管理帳票となるのか。

(答) 現時点で管理帳票とする予定はありません。届書については、機構ホームページからダウンロードできるようにする予定です。

問6 国民年金第3号被保険者関係届に被保険者通称名を記載する欄があるが、当該届書の通称名の記載は必要ないのか。また、今後様式変更を行う予定はあるのか。

(答) 通称名については、原則、ローマ字氏名届にも記載していただくこととなります。ただし、ローマ字氏名届の通称名欄に記載がなく、国民年金第3号被保険者関係届の通称名欄に記載がある場合は、国民年金第3号被保険者関係届の通称名により処理を行います。

なお、国民年金第3号被保険者関係届の様式変更を行う予定はありません。

問7 厚生年金等再取得となる外国籍の者の場合、当該者は既に外国人管理システムに登録を行っている者となるが、再取得時に「ローマ字氏名届」の提出がなければ返戻となるのか。

(答) 返戻となります。

問8 すでに外国人管理システムに登録されている者から、ローマ字氏名届の提出があった場合の処理はどうなるのか。

(答) 管理している登録内容に変更がなければ入力処理は不要です。

問9 年金手帳の表記方法についてもアルファベット表記となるのか。

(答) 変更する予定はありません。

年金手帳等の表記をアルファベットに変更するにあたり、現行のシステムにて対応するためには、大規模なシステム改修を行う必要であるため、費用対効果の観点から、システム更改に併せて実施することを検討しています。

問10 「ローマ字氏名届」に「ギリシャ文字」「ハングル文字」「アラブ文字」が記載されていた場合はどうするのか。

(答) ローマ字にて提出するよう、事業主に返戻してください。

問11 ローマ字氏名について、別様式(ローマ字氏名届)ではなく、資格取得届等にローマ字氏名を記載することに変更する予定はあるのか。

(答) 変更する予定はありません。

現行システムで「ローマ字氏名」に対応するためには、大規模なシステム改修を行う必要があります。費用対効果の観点から、システム更改に併せて対応することを検討しています。

問12 事業主への周知はどのように行うのか。

(答) 平成26年9月の納入告知書による周知及び機構ホームページによる周知を行うことを予定しています。

また、本部から各経済団体、国共、地共、私学の各共済組合に周知のための協力依頼を行うことを予定しています。

問13 「ローマ字氏名届」は受付進捗管理システムのコードの届書番号はいくつになるのか。

(答) 厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届は「72073」
国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届は「72074」
となります。
届書番号は、届書にも記載されます。

問14 「ローマ字氏名届」の処理について、外部委託することは可能か。

(答) 住基ネットへの照会業務を除き、外部委託することは可能です。
ただし、外部委託にあたっては仕様書等への項目記載が必要となりますので、外部委託業者での実施は次期契約更改以降となります。

「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務に関する意見

項番	取りまとめB本部	該当箇所	意見等	修正案(ある場合)	回答
1	北海道	「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務の取扱いについて(案)2P II 事務処理 1. 対象となる届出	対象となる届出に併せて「ローマ字氏名届」の提出を求めることは、事業主(お客様)にとって、新たな届書を作成するという負担増であり、提出漏れの増加も予想される。	現行の届出様式にローマ字氏名登録欄を設け、必要事項を記入できるようにするなど、届書1枚で手続を可能にする。	現行の届書様式にローマ字氏名登録欄等の外国人被保険者特有の記入欄を設けることによって、日本人の届出をする際に事業主が誤って記入する等の混乱することが予想されるため、外国人被保険者のみ別届を提出していただくこととしています。
2	北海道	「ローマ字氏名届」提出の制度化にかかる事務の取扱いについて(案)2P II 事務処理 1. 対象となる届出 注)	提出不要とする「著しい不利益」及び「特別の事情」とはどのようなものか。あわせて「提出の不要」はどこで(事業主、年金事務所)判断するのか。		住民票または特別永住者証明書にローマ字氏名が表記されていない者となります。 該当する者については、ローマ字氏名届の「理由記入欄」に✓を記入し提出していただくこととなります。(事務処理要領の記載を修正しました。) なお、ローマ字氏名届の提出にあたり住民票または特別永住者証明書の添付を求めないため、ローマ字氏名記載の有無については事業主が確認することとなります。
3	北海道	【事業主向けQ&A】P3 問6	ローマ字氏名が確認できる書類添付は不要とあるが、記載が誤っていた場合、同一人判定が困難となり、年金記録の適切な管理を目的とする当システムが機能しない。	添付書類として、【事企指2013-44】実施要領4頁の取扱いで示されたとおり、在留カードのコピーまたは住民票の写し(コピー可)の添付を求めることとする。	制度化するにあたり、他の届出と同様に添付書類を不要としています。 届書に記載されたローマ字氏名のスペースの位置、文字が不明確な場合等については、事前に住基ネットで氏名検索を実施しローマ字氏名を確認してください。 ※住基ネットの検索は「ワイルドカード検索」により探し出すことは可能と思われます。 「ワイルドカード検索」で見つからない場合については、記載誤りの可能性が疑われます。 検索方法: 25年12月9日【基シ指2013-95】参照
4	北関東・信越	【職員向けQ&A】 問2 「ローマ字氏名届」の添提出がない場合は返戻となることについて	土地柄外国人が多く、再提出されない可能性が懸念される。(太田事務所)	ローマ字氏名届のみ後日提出。最初は指導の形をとる。	原則、返戻となります。
5	北関東・信越	【職員向けQ&A】 問5 「ローマ字氏名届」は管理帳票とする予定がないことについて	土地柄外国人が多く、必要数が多いと思われるため、管理帳票にできないか。(太田事務所)		職員向けQ&A 問5のとおり 今後の届出数等により、管理帳票とするか否かについて検討します。

6	北関東・信越	【職員向けQ&A】 問6 国民年金第3号被保険者関係届の通称名の記載について	原則、ローマ字氏名届に記載とあるが、国民年金第3号被保険者関係届にも記入はお願いしたい。(外国人氏名管理システム入力と、WM入力、それぞれ用途が違うため)		Q&A問6の記載を変更しました。 ローマ字氏名届、国民年金第3号被保険者関係届の両方に記入いただくこととなります。
7	北関東・信越	【職員向けQ&A】 問7 既に外国人管理システムに登録を行っている者の「ローマ字氏名届」の添付なし者は返戻となることについて	H26.4の時点で苦情有。(同事業所での再取得であったため) 窓口等で外国人管理システムを確認し、既に登録済で「登録照会結果」が「一致」していれば、ローマ字氏名届は不要で良いかと思われます。		施行規則の取扱いとなるので、省略することは出来ません。
8	北関東・信越	【別紙2 記入例】 ローマ字氏名記入欄について	氏名間のスペースについて、分かりやすいように『△』等で示してはどうか。 (スペル) ○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○ (スペース) △ △ △		項番3参照
9	南関東	P2「Ⅱ. 事務処理」 1. 対象となる届出 注)『住民票にローマ字表記されていない者については、「ローマ字氏名届」の提出は不要。』の部分と、 『別紙1』『別紙2』の『理由記入欄』と『記入上の注意』欄の3「～なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については・・・」の部分	一方でローマ字氏名を持っていない被保険者は届出不要と駆っているが、届書様式の理由記入欄では、ローマ字氏名を持っていない理由にチェックを入れ、提出するようになっている。そもそもローマ字氏名を持っていない被保険者はシステムに登録することもできないため、届出は不要と思われる。	『理由記入欄』の抹消 『記入上の注意』欄の『3「～なお、ローマ字氏名をお持ちでない方」の届出は不要です。』に訂正する。	ローマ字氏名届の提出を省略することは出来ません。 (事務処理要領の記載を修正しました。)
10	南関東	P2「Ⅱ. 事務処理」 2. 年金事務所の事務処理 (1) 窓口受付・内容確認 2つ目の※と注) 『ローマ字氏名届に不備があるときは、当該外国籍の被保険者にかかる全ての届出を返戻する。』	全ての届出となると、取得届だけでなく、月額変更届や賞与支払届も返戻することになるがそれで良いのか。また取得届に不備がなくとも、ローマ字氏名届に不備があれば取得届も返戻するとなっているが、取得届を返戻することにより、提出漏れや保険料請求に間に合わなくなるおそれがある。	ローマ字氏名届の記載漏れによって、取得届や氏名変更届の記載内容の確認が取れない場合のみ、合わせて返戻をする。 また、取得届に基礎年金番号が記載されており外国人システムにも登録されている場合は返戻(届出)不要とする。	項番4を参照 なお、既資格取得者から他の届出(氏名変更届を除く)と併せてローマ字氏名届の提出があった場合については、その他の届出とローマ字氏名届は別で取り扱うこととしてください。
11	南関東	【別紙1】	厚年は受付進捗管理システムでは、事業所ごとに登録する。 また、特に電子媒体では新規取得者を大量に処理した場合に、基礎年金番号の確認作業に時間を有している。	事業所整理記号欄を取得届等と同様に設ける。 被保険者の整理番号を記載する欄を氏名変更届と同様に設ける。	検討しましたが、お示している様式としました。

12	南関東	『別紙1』『別紙2』『住民票の有無』欄	住民票の有無は本人申請にて確認するのか？パスポートでは確認できない。また、在留カードがあるからといって住民票登録しているか分からない。また、住所と居所が異なる被保険者もいる。住基コードを任意でも記載させることは、本人確認の徹底にもなる。	住基コードを記入する欄を設け、住民票『有』の場合は任意で記入してもらおう。(外国人システムで不一致となった場合に住基コードから確認できる。) また、住所を記入する欄を設け、住所と居所が異なる場合は、住所を記入してもらおう。(外国人システムで不一致となった場合に、住所地を確認できる。)	事業主が、従業員に対して「住民票コード」の提出を求めることは出来ません。(住基法第30条の43) 短期在留外国人、海外居住者以外の外国人については、平成24年7月(住民票コードは平成25年7月)以降に日本に居住している場合は、在留カード(特別永住者証明書)の情報を基に住基登録されています。
13	南関東	『別紙1』の『記入上の注意』欄 『3 ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票にきさいされているローマ字氏名を大文字で記入してください。』	・「アルファベット届」では、「パスポート」が含まれていたが、「ローマ字届」では不可となるのか？(事業主向けQ&A問1では「パスポート」が含まれている。)(ただし、住基にローマ字登録しないものでも、パスポートではローマ字表記があり、外国人システムのエラーとなっている。) ・ローマ字氏名記入欄の下に「※全て大文字で記入してください。」を追加する。		実施要領の記載を修正しました。
14	南関東	『別紙1』『別紙2』『ローマ字氏名記入欄』	アルファベット氏名届で氏名の境目が不明瞭な時がよくあり、外国人システムで不一致となるケースがある。そのため、氏名記入欄をマスキングして一文字ずつ大文字で記入させるようにしてもらいたい。	注意書きをローマ字氏名記入欄の下に加える。 ※すべて大文字で左詰めで記入してください。	項番3参照
15	南関東	事業主向けQ&A問4	添付書類として、在留カードまたは住民票を添付しないことになっている。仮に相違している場合は、パスポートを優先すべきか(そもそもパスポートは確認書類となるのか)？ また、外国人システムで不一致となった場合に、住基に照会した場合、住基の登録誤りとみられるものについての対処方法(照会先は事業主か被保険者か)を示して欲しい。		項番13参照
16	南関東	職員向けQ&A問7	・すでに、外国人システムに登録されている者の情報を再度提出させる理由をご教示いただきたい。 ・以下の取得届の場合でも「ローマ字氏名届」の提出は必要か？ 60歳以上退職再雇用時 70歳以上取得(健保のみ)の場合 3号種別確認	外国人システムに登録情報がある場合は返戻せずに処理を行い、外国人システムに登録がない場合には返戻すること。	項番7参照 なお、ローマ字氏名届について ・60歳以上退職再雇用時の届出の際→届出必要 ・70歳以上取得(健保のみ)の届出の際→届出不要 ・3号種別確認の届出の際→届出不要となります。
17	南関東	P1「I. 概要等」	「ローマ字氏名届」の保存期間は3年でよいでしょうか。 【総務指2013-30】文書管理に関する意見照会(指示・依頼)の考え方によると「年金記録や年金額に直接関係がない届書」に該当し、見直し後の保存期間案に「アルファベット氏名登録(変更)届出書」は3年となっている。		ご指摘のとおり
18	南関東	P4「II. 事務処理」 4. その他 既資格取得者分の届出があった場合(氏名変更届時を除く)については、上記2及び3に沿って処理すること。	既資格取得者分(第3号被保険者)として提出があった場合、届書に記載上の問題が無ければWMでの確認無しに外国人システムへの入力をしてもらいたい。(第3号住所変更届の処理の際、WM上1号もしくは2号の該当者が稀にはあるが見受けられる。ただし提出されたローマ字氏名届全てのWM確認は業務的に困難と思われる。)		処理要領のとおり

19	南関東	事業主向けQA. P3問7	<p>電子申請の場合には添付書類として画像ファイルでの届出を可能とし、押印は事業主が署名した場合は不要としていますが、厚生年金被保険者ローマ字氏名届の画像ファイルには事業主の電子証明書または、提出代行証明書により提出代行している社会保険労務士の電子証明書が付されているため、事業所および事業主が特定できる記載内容であれば、事業主の署名、押印が無い場合においても返戻せず受付可能でよろしいか。</p> <p>不可とする場合は、賞与支払届総括表を同施行にあわせて返戻する取扱に統一いたします。(全国社会保険労務士会HP上では省略可能としています)</p> <p>また、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届の画像ファイルにつきましても、委任状により代理人及び復代理人に選定している事業主や社会保険労務士の電子証明書が付されているため、被保険者の署名、押印が無い場合においても受付可能でよろしいか。</p>		受付を可能とします。
20	南関東	事業主向けQA. P3問7	<p>電子申請で社会保険労務士が添付書類として画像ファイルでの届出を行う場合において、社会保険労務士の提出代行者欄の作成日付、記名押印が無ければ返戻でよろしいか。</p>		ローマ字氏名届の画像ファイルには、提出代行証明書により提出代行している社会保険労務士の電子証明書が付されるため、受付を可能とします。
21	南関東	事業主向けQA. P3問7	<p>画像ファイル(PDF形式)による提出を可能としていますが、JPEG形式では提出不可なのでしょうか。</p>		JPEG形式による提出も可能です。
22	南関東	別紙1 厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届の様式について	<p><受付日付印>の欄が設けられていないが、届書である以上受付日を明確にするため統一した箇所に受付印を押印するべきと考えます。</p>	<受付日付印>の欄は設ける。	受付日付欄を設けました。
23	南関東	職員向けQ&A問4	<p>「届書のローマ字氏名の記載を修正後」とあるが、ここで言う届書とは「ローマ字氏名届」ということでよろしいか。</p>	<p>(問4の回答差替え) (答)外国人氏名管理システムへの入力にあたっては、住民票のローマ字氏名の記載と一致させる必要があるため、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)へ照会(氏名検索)を行い、「ローマ字氏名届」のローマ字氏名の記載を修正後、入力処理を行ってください。 なお、資格取得届等に記載された氏名についてはこのような修正は行わないため、ローマ字氏名の表記と一致しない場合もあり得ることになります。</p>	記載を修正しました。

24	南関東	ローマ字氏名届について	外国籍の被保険者の年金記録を適切に管理するために、記入上の注意の3について制度施行時に周知していただくようお願いしたい。 また、通称名が変更となった場合でも届出いただくことも周知していただきたい。		制度施行にあつては、経済団体等への事前周知の他、機構HP、納入告知書へのリーフレット同封、本指示・依頼に基づく各拠点へのポスター掲示等により事業主への周知を行います。
25	南関東	ローマ字氏名届について	外国語表記のチラシや記入例の作成をお願いしたい。		検討しましたが、外国語表示のチラシ等は作成しないこととしました。
26	南関東	【記入上の注意】	ミドルネームがある場合は、住民票や在留カードの表記と一致するように記入することを注意喚起していただきたい。		検討しましたが、お示している様式としました。
27	中部	3. 事務センターの事務処理 (1) 内容確認・審査 年金事務所から回付された「ローマ字氏名届」に記入漏れ等がないか確認の上、届出内容が適正であるか審査をすること。	記入漏れ等を確認しており、それをもって適正であるかどうかは判断できるため、簡略すべきと考える。審査をするのであれば、基準を明確にしていきたい。		実施要領の記載を修正しました。
28	中部	添付書類について	添付書類は不要となっているが、アルファベット等の確認は必要ではないか。誤りやすい字句などがあるため(1とT、DとOなど)	パスポート・在留カード等の写添付	項番3参照
29	中部	届の提出について	届出は必須とのことであるが、ローマ字が確認できるような添付書類がある場合は、届出がなくても取得・3号届など受付できないか。(届出が必要ではないということではなく、確認できる添付書類があった場合はという意味合い)ローマ字登録が機構側の登録のためであれば、添付書類でも事足りるのではないか?		施行規則の取扱いとなるので、省略することは出来ません。
30	中部	様式について	年金手帳はカナ表示となる旨の表示をしたほうがよいのではないか? アルファベット氏名届を提出したことによりアルファベット表示なると思ってしまうのではないか?	「年金手帳の表記はカナになります」「表示はアルファベットになりません」など	検討しましたが、お示している様式としました。

31	中部	職員向けQ&A問6及び問11	関連する届書の様式変更について、変更する予定なしと回答されているが、事業主及び被保険者からみれば記入、作成する届書が増加し極めて煩雑となる。	引き続き施行規則の改正を行うよう調整をはかり、様式変更を行う。	項番1参照
32	中部	事業主向けQ&A問8及び職員向けQ&A問9	事業主及び被保険者が「健康保険証及び年金手帳がローマ字表記となる」ような誤解を生じないようローマ字氏名届の趣旨を前面に押し出した広報を行うなど特段の配慮をお願いする。		項番24参照
33	中部	事業主向けQ&A問6	今回の省令改正に伴う目的を鑑みると、不鮮明な届書による誤登録を防止すること、住民票との不整合を防止するため添付を求めることが必要と考える	回答を下記に修正 在留カード等のローマ字氏名が確認できる書類を添付いただくようお願いいたします。	項番3参照
34	近畿		これまでの「アルファベット氏名(変更)届」【任意】に代わって(廃止して)、今回の「ローマ字氏名届」【義務】になったという理解でよろしいですか。仮に別々の届書(【任意】と【義務】)となる場合、両方とも兼ねる一つの届書として統合して欲しい。		ご見解のとおり
35	近畿	平成26年1月27日【品管指2014-14】「アルファベット氏名(変更)届」提出の制度化にかかる事務に関する事前意見照会(指示・依頼)	左記の指示・依頼で示されている事務の取扱いとほぼ同じ内容だと思われるが、再度同内容の意見照会をする趣旨をお伺いしたい。前回から変更があるのであれば、その点を説明いただきたい。また、同指示・依頼により意見提出を行いました。また、未だ回答がありません。今回の意見照会に対する回答とともに、併せて前回分の回答をお願いします。		変更点及び回答については、本指示・依頼により確認願います。
36	近畿	Q&A(案)の「事業主向けQ&A」の問9	既資格取得者については、任意での提出となっていますが、任意の届出であれば実効性があまり期待できないことが想定されるため、周知・広報を幅広く展開し協力を求めることが必要であると考えます。		項番24参照
37	近畿	P2「2 年金事務所の事務処理 (1)窓口受付・内容確認」	厚生年金保険被保険者資格取得届の受付時において、ローマ字氏名届の要不要を判断したり、事業所に被保険者が外国人であることを伝えることは、問題があると思われる。「(窓口)担当者の判断」ではなく、「事業所からの申請」に基づいて、届け出の要不要を判断すべきと考えます。	厚生年金保険被保険者資格取得届に外国人区分欄を設けるべき。	項番1参照

38	近畿	P.2 II. 事務処理 1. 対象となる届出 注)	「・・・、ローマ字により指名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があるとして住民票にローマ字表記されていないものについては、「ローマ字氏名届」の提出は不要。」とあるが具体的な基準や例を示し、統一した事務処理を行えるようにしていただきたい。		項番2参照
39	近畿	P.2 II. 1. 注)特別永住者のうち～提出は不要。 2. (1)(特別永住者の一部を除く)	受付の際に、届出不要な方を判断する具体的な方法をご教示ください。 ローマ字氏名届不要の場合の資格取得届等の受付方法をご教示ください。		処理要領の記載を修正しました。
40	近畿	P.2 II 2(1)窓口受付・内容確認	国民年金第3号被保険者資格関係届(資格取得、氏名変更)については、健康保険の被扶養者異動届と3部複写であるため、窓口受付は厚年適用で行われているのが実態としてあります。 そのため、国民年金第3号被保険者資格関係届のみの形式的不備が多く発生しがちです。 要領にも窓口確認の記載はされているところですが、厚年適用のマニュアルにも記載いただくようお願いします。		アルファベット氏名(変更)届のマニュアルに記載済みです。(ローマ字氏名届に変更されても引き続きマニュアルには記載されます。)
41	近畿	P.2 II 2(1)※下から8行目を降 職員向けQ&A P.5問2	外国人の資格取得届等の提出の際に、「ローマ字氏名届」の提出がない場合、取得届等と併せて返戻する、複数名の届出がある場合は事業主に説明した上で該当者の欄を二重線で抹消し、抹消した者の分は受理しないとあります。届出義務になるということですが、返戻や抹消を行うと苦情につながり現場の混乱を招くことが必至となるため、「ローマ字氏名届」だけを別途提出勧奨することにしていただきたい。	資格取得届等の備考欄に、「ローマ字氏名届」後日提出、と記載のうえ先に受付・処理を行う。	項番4を参照
42	近畿	別紙1・2 ローマ字氏名届 理由記入欄 □その他 理由	正当な理由として例を具体的にご教示いただきたい。		原則として「その他」に該当するケースはありません。 届書「理由記入欄」の✓誤りの場合を除き、本部に協議してください。
43	近畿	別紙1「厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届」【記入上の注意】3	ローマ字氏名を保有していない場合、「ローマ字氏名欄」に厚生年金保険被保険者資格取得届当該届書に記載したカナ氏名を記入」とあるが、同じ内容について複数の届書を作成することは事業所の負担増や事務処理の煩雑化にもつながるため、このような場合、ローマ字氏名届の添付は不要とすべきと考えます。	厚生年金保険被保険者資格取得届に、ローマ字氏名を保有していない理由をチェックする欄を設け、ローマ字氏名届については添付不要とする。	項番7参照

44	近畿	職員向けQ&A問1	「外国籍」表示の有無により判断とあるが、国民年金被保険者記録の無い者には「外国籍」表示がされないため、提出義務がある対象者について提出を求めないことが起こると考えられる。確認方法はWMのみでよいのか。		職員向けQ&A 問1を参照
45	近畿	職員向けQ&A問1	「氏名の表示がカタカナ表記されている等」とあるが、「等」とはどのようなケースを想定しているのか。拠点によって異なった取扱いになってしまうことが考えられる。特に漢字使用国の外国人であることが考えられるケースについて整理し、具体的に示していただきたい。		職員向けQ&A 問1の記載を変更しました。
46	近畿	職員向けQ&A問1および問7	WMでは「外国籍」表示がある者や外国人管理システムに登録が行われている者が資格取得届提出時には既に日本に帰化している場合、登録状況だけ確認して返戻すれば事務処理誤りとなる。また返戻することで帰化した経歴を本人の同意なく事業主に知らせることになるが、個人情報の取扱いについて問題はないのか。		事務処理誤りとなる可能性が疑われる場合については、住基ネットに照会を行い帰化しているか否かについて確認を行ってください。
47	近畿	職員向けQ&A問7	厚生年金等再取得となった外国人がいる場合、当該外国人は既に外国人管理システムに登録を行っている者となるが、再取得時に「ローマ字氏名届」の提出がなければ返戻となるとあります。	ただし、嘱託再雇用等で同じ事業主から再度取得届が提出される場合については、「ローマ字氏名届」の提出は不要とする。	項番7参照
48	近畿	職員向けQ&A P.7問14	「ローマ字氏名届」の外部委託について、仕様書等への項目記載が必要のため、外部委託業者での実施は次期契約更改以降となるとありますが、平成26年10月の仕様書に記載されている「アルファベット氏名(変更)届」については、「ローマ字氏名届」に誘替え対応いただけるのか。		「アルファベット氏名(変更)届」を「ローマ字氏名届」に差し替えた仕様書で契約手続きを行っておりますので、件数を計上している事務センターにおいては平成26年10月からの委託が可能です。
49	中国	別紙2 「国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届」の届出人欄	配偶者が届け出ること想定されるため、第3号被保険者本人が届出人となることを明記した方がよい。	被保険者住所 ⇒ 第3号被保険者住所 被保険者氏名 ⇒ 第3号被保険者氏名	様式を修正しました。
50	四国	(前回意見と同様) ・【職員向けQ&A】問2、問7	・添付漏れ時の返戻による苦情対応等のため、事前周知が必要。	・資格取得届の添付書類として明記する。	項番24参照

51	四国	・(案)Ⅱ.2	・事業主への確認方法等が不明瞭。	・確認方法、手順についてマニュアル整備を行う。	マニュアル等の記載について検討します。
52	九州	事務所処理要領	これまでの「アルファベット氏名登録(変更)申出」によるアルファベット表記から、省令により「ローマ字氏名届」でのローマ字表記となっている。 表記方法(ABC表記)に変更はないということだが、わかりづらいのではないかと。	ローマ字とアルファベットの違いについての注釈を加えた方がいいのではないかと。 (ローマ字読みと混乱するため) 例:「ローマ字表記」=「ABC…表記」等	検討しましたが変更していません。
53	九州	「ローマ字氏名届」様式中の【記入上の注意】	記入例やQ&Aでは、「ローマ字」記入について、在留カード、特別永住証明書、住民票以外にパスポートに記載されているローマ字氏名でも良いとなっているが、様式中の【記入上の注意】の3にはパスポートが含まれていない。	パスポートの記載内容でも可であれば、その旨を様式中の【記入上の注意】の3に加えることはできないかと。	項番13参照

平成26年10月より

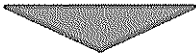
別添3

「ローマ字氏名届」の提出をお願いします

平成26年10月より、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届等を提出する際には、「ローマ字氏名届」の提出も合わせて必要になりました。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

【これまでの手続き】

厚生年金保険被保険者資格取得届等
+
アルファベット氏名（変更）届（外国籍の方について任意提出）



【平成26年10月からの手続き】

厚生年金保険被保険者資格取得届等（※）
+
ローマ字氏名届（外国籍の方について原則全員提出）

※他に厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届が対象となります。

<記入例>

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号: 0987654321 | 生年月日(西): 19900911 | 性別: ①男 / ②女 | 住民票の有無: ①有 / ②無

被保険者氏名: HONG KILDONG

※「漢字氏名」が漢字名(多国籍の方は、下記の順に記入してください)記入は任意です。

姓	名
漢字氏名	漢字氏名
ローマ字氏名	ローマ字氏名
姓	名
漢字氏名	漢字氏名
ローマ字氏名	ローマ字氏名

〒100-8945 千代田区新1-2-2 | 年金サービス株式会社 | 年金 良 | 電話 03-1234-5678

社会保険労務士の提出代行者印

※当届出被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

① 短期滞在者であるため
② 海外に住所を有している者であるため
③ 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため
④ その他 理由()

※「漢字氏名」欄には、該当する番号を〇で、被保険者資格取得届等に記入した氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名届」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
4 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

事業主印を押印してください。ただし、事業主が署名した場合は押印不要です。

○届出にあたっての留意事項

- 届出には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も、機構から送付する通知書や健康保険被保険者証はカナ氏名で表示されます。
- 既に被保険者である外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。